

19. 学士特定課題研究履修案内

1. 学士特定課題研究の目的

学士特定課題研究は専門分野の科目の一つで単位が与えられます。本学では卒業のための必須条件として課せられています。標準的に履修するのは、4年目の前学期又は後学期の半年間です。学士特定課題研究の目的は、皆さんのが特定のテーマについて理論、実験、調査、計画等の諸手段を総合し、それまでに養成した学力を結集して専攻科目をより深く理解し、あわせて研究のまとめ方、報告書の作成及び発表の方法等を修得することにあります。

2. 学士特定課題研究申請の資格

学士特定課題研究を申請する者は、次の三つの条件を満たしていなければなりません。

(1) 3年以上在学していること。（注：早期卒業の場合は2年6月又は3年）

(2) 下記の科目・単位を含め、110単位以上修得していること。

一 文系教養科目は、9単位。ただし、100番台の必修科目2単位、100番台の選択必修科目3単位（所定の三区分から各1単位）、200～300番台の必修科目又は選択必修科目4単位を含めること。

二 英語科目は、6単位。ただし、100番台の必修科目4単位、200～300番台の必修単位2単位を含めること。

三 第二外国語は、選択必修科目2単位。

四 理工系教養科目は、必修科目14単位。

五 研究プロジェクト 2単位

六 専門科目 各学院の定める単位

(3) 専門科目について、各系の標準学修課程案内で定めてある条件を満足していること。

標準学修課程によらない場合は、あらかじめ立てられた計画にそって計画した科目を満足に履修してきていないければなりません。

3. 学士特定課題研究の申請の手続

学士特定課題研究の申請は、所定の申請書を所定の期間内に学院長に提出し許可を受けなければなりません。

申請書の受理期間は、その都度決められ、掲示等で周知されます。

4. 学士特定課題研究の研究報告書

学士特定課題研究の審査を受けようとする者は、研究報告書を指導教員に提出しなければなりません。

5. 学士特定課題研究の審査

研究報告書を出した者については、学士特定課題研究審査会で研究報告書と口頭発表の両方について審査され、合格か不合格かが決定されます。学士特定課題研究審査会は、当該専門分野の本学の教授、准教授、講師又は助教のうちから3人以上で構成されることになっています。

6. 学位

いずれかの系に所属して、その系の推奨する標準学修課程又はそれ以外の学修課程を履修し、かつ卒業するために要求されている単位を修得し、学士特定課題研究の審査に合格し所定の修業年限以上在学した者は、教授会で卒業と認められ学士の学位が授与されます。

学士の学位には、専攻分野の名称が付記され、理学院に所属して当該教授会の議を経て卒業と認められた者には、学士（理学）の学位、工学院又は環境・社会理工学院に所属して当該教授会の議を経て卒業と認められた者には、学士（工学）の学位、物質理工学院、情報理工学院又は生命理工学院に所属して当該教授会の議を経て卒業と認められた者は、学士（理学）又は学士（工学）の学位が授与されます。

7. その他

本学に3年以上在学し、卒業の要件として学院の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、当該教授会の議を経て、卒業と認められることがあります。早期卒業については、P.26を参照して下さい。